

# ISDA® JAPAN MONTHLY UPDATE

2007年9月

## コミッティ活動

### **Equity Derivatives:** 担当森田([tmorita@isda.org](mailto:tmorita@isda.org))

7月26日、市場の変動により任天堂の株式が大阪証券取引所でストップ高をつけてことについて、これが、エクイティ・デリバティブ取引、特にバリエーション・スワップ取引において、2002年 Equity Derivatives Definitions で定められる Market Disruption Event に該当するか否かについての意見調査が行われたが、さらに8月17日、丸紅(8002)、任天堂(7974)、および新日鉱ホールディングス(5016)が東京証券取引所・大阪証券取引所でストップ安をつけた件についても同様に Market Disruption Event (MDE) に該当するか否かについて、メンバーの要望によって意見調査が行われたが、調査の回答結果により、市場参加者の意見は分かれており、MDE の認定に関するディーラー間でのコンセンサスはないということが結論づけられた。MDE の判定に関しては、Calculation Agent の materiality の判断に従うこととなり、その判断基準は特に設けられていないものの、MDE の決定方法についての決められたルール等、あるレベルでのコンセンサスがあったほうが良いというメンバーの意見から、9月20日にコンファレンスコールが開催され、意見交換が行われた。

### **Credit Derivatives:** 担当森田([tmorita@isda.org](mailto:tmorita@isda.org))

9月3日、Japan CDMP Subcommittee と Japan MNPI/JMPF Working Group の共同ミーティングが開催され、参照/受渡可能債務から CB を除外する非標準ケースのドキュメンテーションについて議論が行われた。その結果、ISDA が参照/受渡可能債務から CB を除外する非標準ケースのドキュメンテーションを作成するか否かについて、採決の上決定することとなった。採決の結果、ディーラー、エンド・ユーザーを含む16社が投票を行い、うち10社が、ISDA が非標準として当該文言を作成することに賛成と投票された。(反対5票：棄権1票) その結果、ISDA でドラフト作業を進めることとし、完成後メンバー宛に回覧をすることとなった。

### **Regulatory Committee:** 担当森田([tmorita@isda.org](mailto:tmorita@isda.org))

7月31日に金融庁から「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」に対するパブリックコメントの結果が公表されたが、金融庁からの回答内容についてやや不明確な点や十分ではないと思われる点が指摘されたため、追加的な確認・要望事項として金融庁に提出、9月14日に金融庁を訪問し、確認を行った。追加確認・要望事項は、分別管理義務と CSA に基づいて差し入れられた担保、クレジット・デリバティブ取引とインサイダー取引規制、域外適用等。金融庁とのミーティングの結果については、9月25日のコミッティーにて報告された。

また、金商法に関連して、ISDA は店頭デリバティブ取引の契約締結前交付書面の一部について、記載例を作成した。記載例は、「委託証拠金その他の保証金」「その他の事項」「店頭デリバティブ取引に関する主要な用語およびその他の基礎的な事項」がカバーされている。また、ISDA マスター契約のスケジュールに記載する特定投資家の告知に関する文面についても、ひな形を準備した。

## コミッティ／作業部会会合／コンファレンスの予定

<b>Dividend Swap Working Group</b> (英語による電話会議)	<b>October 12</b>
<b>Operations Committee Meeting (FpML Working Group)</b> (英語による会合)	<b>ttbc</b>
<b>SDA Regional Member Conference</b> (同時通訳付) フォーシーズンズ・ホテル椿山荘東京	<b>October 25</b>